

急 告

令和2年豪雨災害支援・救護活動等について

令和2年における集中豪雨の発生により日本の各地において河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害に見舞われました。

この災害で尊い命を失われた方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げる次第です。

日本獣医師会では、このたびの災害に際し、被災動物救護活動の実施及び被災した地域獣医療体制の復旧のための会員獣医師に対する支援を速やかに実施することといたしました（別記 令和2年9月4日付け2日獣発第113号「令和2年豪雨災害による被災動物救護活動等に対する支援・協力のお願いについて」参照）。

つきましては、支援活動の一環として、被災動物救護活動及び被災した本会構成獣医師への支援を目的に「令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金」を募集することといたしましたので、ご協力をお願いいたします（別紙参照）。

また、被災動物に対する診療、保護預り等については、地方獣医師会等の独自の救護活動の他、環境省及び現地に設置された動物救護本部等の要請があった場合にも、支援・協力をお願いします。

皆様のご支援ご協力を重ねてお願いいたします。

【別 記】

2日獣発第113号
令和2年9月4日

地方獣医師会会长 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和2年豪雨災害による被災動物救護活動等に対する支援・協力のお願いについて

このたびの令和2年豪雨災害により被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

日本獣医師会におきましては、直ちに「令和2年豪雨災害緊急対策本部」を設置し、地方獣医師会から聞き取り調査等を行ったところ被害の発生が確認されたことから、同本部会議及び業務運営幹部会における検討の結果、被災動物救護活動の実施及び被災地の獣医療提供体制の復旧のための会員獣医師に対する支援を下記のとおり行うことといたしました。

つきましては、本会の支援・救護活動にご理解をいただき、ご支援及びご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の災害による被災動物救護活動等に対する一般市民からの寄附金もお受けいたしますので、併せてご協力いただきますようお願い申しあげます。

記

1 寄附金の名称及び募集の目的

本会では、今回の令和2年豪雨により発生した水害等の災害に対し、被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧に係る支援活動を実施するため、「令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金（以下「寄附金」という。）」を募集します。

2 応募の方法

地方獣医師会におかれては、別紙「令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金の募集について」を参照のうえ、会員構成獣医師からの寄附金の募集活動に取り組んでいただき、取りまとめた寄附金（自らの拠出を含む。）を別紙の寄附金振込口座へ振り込んでいただくようお願いいたします。

なお、一般市民からの寄附金については、別途集計の上、寄附金総額の内数として報告をお願いいたします。

また、本寄附金は、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられますので、募金をされた会員構成獣医師が税務申告等のため、受領書（領収書）を必要とする際は、別紙に基づき、①寄附金名（令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業寄附金）、②氏名（受領書の宛名）、③住所、④電話番号、⑤寄附日（送金日）、⑥寄附額、⑦振込人名をメールにて下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

3 被災動物に対する診療・保護預り等

被災動物に対する診療、保護預り等については、地方獣医師会等による独自の救護活動のほか、環境省及び現地に設置された動物救護本部等の要請が

あった場合にも支援・協力を願いいたします。当該支援等に要する経費については、1の寄附金等をもとに本会が負担する予定です。

【別 紙】

公益社団法人 日本獣医師会

令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る 寄附金の募集について

1 お 願 い

公益社団法人 日本獣医師会（以下「本会」という。）は、獣医師道の高揚、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び動物の福祉の増進に寄与することを目的とする様々な事業を、会費及び事業収入により運営しているところです。このうちの災害対策事業につきましては、皆様からのご支援をいただくことにより、緊急災害時における動物救護活動等の一層の充実を図ることが可能となります。

本会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2 寄附金の使途

このたびの寄附金は、令和2年豪雨災害に起因する災害時動物救護支援事業を中心とした災害対策事業（公益目的事業）及び災害対策事業災害見舞金（相互扶助等事業）に使用します。災害対応終了後は、救護活動等の状況を踏まえて災害対策事業（公益目的事業）の強化に充てます。

また寄附金の使途については、寄附総額の50%以上（本会の会員地方獣医師会及び会員構成獣医師以外の市民等からの寄附金は全額）を定款第4条に規定する公益目的事業である災害対策事業に使用し、残余の額は定款第5条に規定する相互扶助等事業である災害対策事業災害見舞金に使用します。

3 災害時動物救護支援事業とは

災害が発生した際に行われる被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧が円滑に行われるよう、本会と本会の正会員である地方獣医師会が連携して支援を行うとともに、全国的な視点からの支援活動の推進及び支援体制の整備を行うものです。

【主な活動】

- (1) 被災動物の救護のための飼育動物診療施設、避難所等における被災動物の診療、一時預り、飼育相談等
- (2) 公益法人である地方獣医師会が公益目的事業として行う被災動物の救護等に係る費用の助成又はその他の地方獣医師会が行う被災動物の救護等に係る業務の委託
- (3) 被災地の地方獣医師会からの要請等に基づく支援要員の派遣

4 期 間

令和2年8月から当分の間（寄附金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえて決定する。）とします。

5 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定（認定日は2012年（平成24年）3月22日、法

人登記日は同年4月1日)されており、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。また、税額控除に係る証明を取得しておりますので、個人様の寄附については前記(所得控除)とのいずれか一方を選択いただくことができます。

6 寄附金の振込み(寄附)先

【振込口座】

銀行名	三菱UFJ銀行(0005)
支店名	青山通支店(084)
区分・口座番号	普通預金 No. 0395237
口座名義	公益社団法人日本獣医師会 シャ)ニホンジュウイシカイ

7 受領書(領収書)をご希望の場合

寄附金の受領書をご希望の場合は、「受領書希望」の旨と下記①~⑦を明記の上、本会事務局あてEメール又はFAXにてご連絡をお願いいたします。なお、受領書発行にはお時間を要します。ご了承ください。ご連絡頂いた個人情報は本会の個人情報保護に関する関係規程に基づき適切に管理いたします。

[受領書発行を希望される場合に必要な記載事項]

- ①寄附金名(令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業寄附金)、②氏名(受領書の宛名)、③住所、④電話番号、⑤寄附日(送金日)、⑥寄附額、⑦振込人名

[本会事務局連絡先]

Eメール: jvma-donation@nichiju.or.jp
FAX: 03-3475-1604